

別紙

諮問第1687号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「若年被害女性等支援事業の〇〇（以下「本件法人」という。）に関わる〇〇年から〇〇年までの書類全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年10月24日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から5までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報のうち、法人の印影及び様式の一部については条例7条4号に、口座に関する情報及び団体の評価に関する情報については同条3号に、会議参加者の一部については同条2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年6月16日に実施機関から理由説明書を收受し、同月30日（第239回第二部会）から同年7月28日（第240回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書

及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会における審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、別表に掲げる本件対象公文書1から4までに含まれる「⑨評価委員会に係る書類」について開示を求めていることから、審査会は、当該公文書において実施機関が条例7条3号に該当するとして非開示とした同表に掲げる本件非開示情報4の非開示妥当性について判断する。

イ 若年被害女性等支援事業について

実施機関は、様々な困難を抱えた若年女性に対して、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することによって、若年女性の自立の推進に資することを目的とした東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）を行っている。令和4年度までの本件事業については、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等に事業の一部を委託して行うことができることとしており、実施機関は本件事業開始から継続して本件法人を含む複数の団体に委託して事業を行った。

また、本件事業の委託に当たっては福祉保健局少子社会対策部長を委員長とし、本件事業と関連する部署の所属長及び外部有識者を委員として構成した東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会（以下「本委員会」という。）を設置して、本件事業に係る評価基準に基づき受託事業者の履行状況及び適格性を審議し、評価を行った。

ウ 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、「⑨評価委員会に係る書類」は、「若年被害女性等支援事業評価委員会結果報告」という公文書であることが確認され、本件非開示情報4は、「各委員による項目別の評価」、「評価から算出される合計点数」及び「過半数の委員がE評価をした項目の有無」に関する情報であることが確認された。

実施機関は本件非開示情報4について、公にすることにより本件法人の社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる情報として非開示とした。

審査会が検討したところ、本件非開示情報4は本件事業を受託した本件法人に対し、

本委員会の各委員が行った具体的な評価であり、他の受託事業者に対しても同様に評価を行っていることから、東京都が事業者間の優劣を示した情報と受け取られるおそれがあることが認められた。

したがって、本件非開示情報4が公にされることとなると、本件事業における履行状況及び委託先としての適格性の判断といった本来の評価を超えて、本件法人全体の評価に及ぶことは十分に考えられる。

その結果、本件法人の社会的評価に影響し、その競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件非開示情報4は条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

本件対象公文書			本件非開示情報		根拠規定
1	若年被害女性等支援事業の〇〇に関する〇〇年度の書類全て	①委託契約書 ②事業計画に係る書類 ③実施状況報告書 ④協定書（〇〇） ⑤行政財産使用許可に係る書類（〇〇） ⑥協定書（〇〇） ⑦都市公園許可に係る書類（〇〇） ⑧支出命令書 ⑨評価委員会に係る書類 ⑩連携会議課長会構成員名簿 ⑪連携会議担当者会構成員名簿	1	法人の印影（①②③④⑥）	4号
			2	様式の一部（②⑥）	4号
			3	口座に関する情報（⑧）	3号
			4	団体の評価に関する情報（⑨）	3号
			5	会議参加者の一部（⑩⑪）	2号
2	若年被害女性等支援事業の〇〇に関する〇〇年度の書類全て	①委託契約書（契約変更に係る書類を含む） ②事業計画に係る書類 ③実施状況報告書 ④協定書（〇〇） ⑤行政財産使用許可に係る書類（〇〇） ⑥協定書（〇〇） ⑦都市公園許可に係る書類（〇〇） ⑧支出命令書 ⑨評価委員会に係る書類	1	法人の印影（①②③④⑥）	4号
			2	様式の一部（②⑥）	4号
			3	口座に関する情報（⑧）	3号
			4	団体の評価に関する情報（⑨）	3号
			5	会議参加者の一部（⑩）	2号

		⑩連携会議課長会構成員名簿			
3	若年被害女性等支援事業の〇〇に関する〇〇年度の書類全て	①委託契約書(契約変更に係る書類を含む) ②事業計画に係る書類 ③実施状況報告書 ④協定書(〇〇) ⑤行政財産使用許可に係る書類(〇〇) ⑥協定書(〇〇) ⑦都市公園許可に係る書類(〇〇) ⑧支出命令書 ⑨評価委員会に係る書類 ⑩連携会議課長会構成員名簿	1	法人の印影(①②③④⑥)	4号
			2	様式の一部(②⑥)	4号
			3	口座に関する情報(⑧)	3号
			4	団体の評価に関する情報(⑨)	3号
			5	会議参加者の一部(⑩)	2号
4	若年被害女性等支援事業の〇〇に関する〇〇年度の書類全て	①委託契約書 ②事業計画に係る書類 ③実施状況報告書 ④協定書(〇〇) ⑤行政財産使用許可に係る	1	法人の印影(①④⑥)	4号
			2	様式の一部(②⑥)	4号
			3	口座に関する情報(⑧)	3号
			4	団体の評価に関する情報(⑨)	3号

		書類（〇〇） ⑥協定書（〇〇） ⑦都市公園許可に係る書類（〇〇） ⑧支出命令書 ⑨評価委員会に係る書類 ⑩連携会議課長会構成員名簿 ⑪連携会議担当者会構成員名簿	5	会議参加者の一部（⑩⑪）	2号
5	若年被害女性等支援事業の〇〇に関する〇〇年度の書類全て	①委託契約書 ②事業計画に係る書類 ③協定書（〇〇） ④行政財産使用許可に係る書類（〇〇） ⑤協定書（〇〇） ⑥都市公園許可に係る書類（〇〇） ⑦連携会議課長会構成員名簿	1	法人の印影（①③⑤）	4号
			2	様式の一部（②⑤）	4号
			5	会議参加者の一部（⑦）	2号